第５回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

議事要旨

（開催要領）

１．開催日時：　令和５年12月21日（木）17：20～18：00

２．場　　所：　テレビ会議システムによる開催

３．出 席 者：

主宰	新藤義孝	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
主宰	齋藤　健	経済産業大臣
構成員	森屋　宏	内閣官房副長官
同	斉藤鉄夫	国土交通大臣
同	宮崎政久	厚生労働副大臣（代理出席）
同	舞立昇治	農林水産大臣政務官（代理出席）
同	十倉雅和	日本経済団体連合会会長
同	小林　健	日本商工会議所会頭
同	芳野友子	日本労働組合総連合会会長
臨時議員	矢田稚子	内閣総理大臣補佐官
同	村井嘉浩	全国知事会会長（宮城県知事）
同	片桐一幸	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

（議事次第）

１．開会

２．議事

（１）パートナーシップ構築宣言等の取組状況のフォローアップ

（２）大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組（付加価値向上・取引適正化等）

３．閉会

（資料）

資料１　内閣府 提出資料

資料２　経済産業省 提出資料

資料３　公正取引委員会 提出資料

資料４　日本経済団体連合会 提出資料

（概要）

〇新藤内閣府特命担当大臣　ただいまから、第５回「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催いたします。

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

お近くにいらっしゃる方も含めてオンラインでということでございますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事でございます。

資料１の１ページを御覧ください。昨年10月の第４回会議以降の状況についてであります。

これまでの宣言拡大に向けた取組により、パートナーシップ構築宣言をした企業は、12月15日時点で約３万8000社となっております。

次に、これまでの具体的な取組についてでございますが、１、全国的な取組として、骨太方針2023に基づき、先般取りまとめた経済対策に、価格転嫁に関する新たな取組方針を盛り込んでおります。その上で、11月29日、公正取引委員会と連携し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定・公表いたしました。

また、２から４でございますが、経済産業省やその他の関係省庁を通じて、経済界や業界団体、地方に向けた普及の取組、宣言の実効性確保に向けた取組を行っております。

次に、２ページでございます。今後の取組の方向性でございます。

左下の現状を御覧になっていただきますと、労務費転嫁指針においてパートナーシップ構築宣言に関する取組を明記したことを受けまして、今後は、宣言企業の拡大と、宣言に基づく取組を強化する必要があると考えております。このため、具体的には政府といたしまして、右下の対応にございますが、３点の取組を進めてまいります。

１点目は、宣言の業界全体への浸透です。業界団体ごとに策定している自主行動計画について、パートナーシップ構築宣言を明記するなど、自主行動計画を充実するよう、各省庁と連携をして、働きかけをしたいと考えております。

２点目は、地方に所在する中核的企業への宣言の普及であります。日本商工会議所と協力し、全国各地の商工会議所の役員企業への働きかけを行います。その際、地方自治体が宣言企業を後押しする取組、そうした好事例を横展開してまいりたいと、このように思っています。

３点目として、地方紙などを活用し、全国的な広報を実施したいと思っています。

この後、御出席の皆様からも、具体的な取組について御発言をお願いいたします。

最初に齋藤経済産業大臣から御発言をお願いいたします。

〇齋藤経済産業大臣　持続的な賃上げの実現に向けて、価格転嫁を含む取引適正化の推進が鍵でありまして、パートナーシップ構築宣言の重要性は一層高まっています。経済産業省として、引き続き全力で取り組んでまいりますので、経済界の皆様におかれましても、ぜひ御協力をお願い申し上げます。

以下、３点申し上げたいと思います。

まず１点目ですが、中小企業庁の調査によれば、多くの宣言企業は、引き続き取引適正化に取り組まれていますが、価格転嫁については、高水準の転嫁を受け入れた割合が昨年に比べて低下するなど、課題が見られます。今後は、転嫁率の上昇が重要だと思います。宣言企業は、率先して高水準の価格転嫁を実現していただきたいと思います。

２つ目です。下請企業からは、宣言企業に対して、取引適正化の重要な要素である働き方改革へ大きな期待が寄せられています。宣言企業は、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わないことは大前提とし、下請企業の働き方改革を積極的に支援するなど、一層の取組をお願いいたします。

３つ目です。経産省としては、下請企業から見た宣言企業の評価の個別通知を行うほか、シンポジウムの開催、優良な取組の表彰など、宣言企業の今後の参考となる事例を発信をしていきます。

また、宣言内容の実行に課題のある企業も個別にフォローアップしてまいります。

以上のとおり、官民が連携をし、パートナーシップ構築宣言を一層推進し、取引適正化につなげていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

詳細資料については、事務方から説明をさせます。

〇須藤中小企業庁長官　斎藤大臣の発言に関連し、経済産業省におけるパートナーシップ構築宣言の拡大や実効性向上の取組状況について、資料２に基づき御説明申し上げます。

資料、２ページ目、パートナーシップ構築宣言の拡大に向け、大企業向け賃上げ促進税制において宣言を要件とし、補助金の加点措置を拡大するなど、インセンティブの拡充を進めています。

３ページ目、本年２月、経済産業大臣から地方経済産業局長に対し、地方自治体への働きかけを指示し、11月には協定の締結や自治体独自の補助金加点などの取組が全47都道府県に拡大しました。

５ページ目、宣言の実効性の向上に向け、宣言企業と下請企業の両者に対し、昨年に引き続きアンケート調査を行いました。

６ページ目になります。下請企業からは、働き方改革や人材育成、人材マッチングの分野について、発注側企業への期待が大きい一方で、宣言企業はグリーン化などの回答が多く、ギャップがあります。

９ページ目でございます。取引適正化に向けて重点となる５つの課題について、下請企業からの回答に基づき、宣言企業の取組を確認しました。

（１）価格決定方法の適正化のうち、価格協議は昨年の結果に続きほとんどの宣言企業が８割以上の下請企業と協議に応じています。他方で、価格転嫁は７～９割程度の価格転嫁を受け入れた割合が低下しています。

10ページ目にまいります。また、昨年に比べると改善傾向にありますが、型取引、支払条件、働き方改革について問題となり得る行為を指摘された宣言企業も確認されました。

11ページ目から13ページ目については、齋藤大臣の御発言のとおり、宣言の実効性向上に向けた具体的取組を進めてまいります。

15ページ目にまいります。宣言に関連して、取引適正化の最近の取組も御説明します。９月の価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果を記載しております。

16ページ目では、来年１月には発注企業ごとの価格交渉・転嫁の取組状況を記載した企業リストを公表するとともに、評価が芳しくない企業の経営トップに対し、所管大臣名での指導・助言を行います。加えて、先月公表された労務費の指針を広く周知し、取引現場での活用を促してまいります。

以上でございます。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、公正取引委員会から説明をお願いいたします。

〇片桐公正取引委員会取引部長　公正取引委員会取引部長、片桐でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料３を御覧いただければと思います。労務費の指針の概要でございます。

公正取引委員会は今年の５月から､労務費の転嫁に重点を置いた特別調査を行うことで、業界ごとの実態の把握を進め、これを踏まえまして、内閣官房とともに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、11月に公表したところでございます。

１枚目の「指針の性格」のところに記載してございますが、本指針では発注者と受注者それぞれが採るべき行動を双方にとっての行動指針として取りまとめました。また、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある行為を明らかにしております。

２の「発注者として採るべき行動／求められる行動」のところを御覧ください。

まず第１に、発注者の採るべき行動として、具体的には行動①でございますけれども、労務費の転嫁を受け入れる取組方針を経営トップまで上げて決定し、その方針を社内外に示し、取組状況を定期的に経営トップに報告することとしております。

それから、第２に、行動②として、受注者から求められていなくても、定期的に協議の場を設けることとしております。

第３に、行動③として、根拠資料の提出を受注者に求める場合は、最低賃金の上昇率などの公表資料に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する価格について尊重することとしております。

第４に、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁が重要でございます。このため、行動④として、直接の受注者だけでなく、その先の取引先との取引価格の適正化についても意識して価格決定の判断に反映させることなどを盛り込んでおります。

次に、ページをおめくりいただきまして、２ページ目「受注者として採るべき行動／求められる行動」として、まず行動①、労務費転嫁についての相談窓口の活用ということで

ございます。国・地方公共団体等の相談窓口に相談するなどしていただきまして、積極的に情報収集して、交渉に臨んでいただきたい。

第２といたしまして、根拠とする資料でございますけれども、受注者側につきましても、公表資料を用いることといったことなどを行動②として盛り込んでございます。

また、本指針本体には、後ほど御覧いただければと思いますけれども、末尾のほうに、発注者に対して具体的にどのように要請したらいいか、受注者側に参考にしていただける様式も添付してございます。

本指針につきましては、産業界や労働界の御協力を得まして、政府全体として周知徹底してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、皆様からの御発言をいただきたいと思います。

まず、経団連、十倉会長からお願いしたいと思います。

〇十倉日本経済団体連合会会長　ありがとうございます。

資料４を御覧ください。

経団連では、大企業と中小企業、フリーランスを含むサプライチェーン全体での共存・共栄関係の構築が、社会全体としての構造的な賃上げ、そしてサステーナブルな資本主義の実現に不可欠であると認識し、会員企業に対しまして、パートナーシップ構築宣言の周知徹底を行ってまいりました。その結果が、資料の表のとおり、１ページ目でございます。

一番下にありますように、経団連の企業会員全体の宣言率は約51%ですが、会長・副会長・審議員会議長・副議長、企業全社が宣言を公表していることに加えまして、資本金1000億円以上の企業は約94%、資本金100億円以上の企業の宣言率は81%に達し、また、東京証券取引所における時価総額ベースでも、経団連会員企業のうち上場している企業の約91%が宣言しています。これは我が国のサプライチェーンの中核を構成する大企業がほぼ宣言していることを示しております。

また、２ページ目を御覧ください。業界団体別の宣言率をまとめております。左側が主に経済産業省の関係、右は金融庁、国土交通省、文部科学省、総務省、厚生労働省の関係です。業界団体においてかなりのばらつきがあります。政府の資料にもありますように、ぜひ業界全体への浸透を図る必要があろうかと思います。

経団連といたしましても、宣言企業のさらなる拡大を目指すとともに、宣言済み企業に対しても、実効性のある取組を推進してまいります。

特に11月末に発表された、先ほど説明のありました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、パートナーシップ構築宣言に労務費の転嫁に対する方針を盛り込むことが挙げられており、労務費、人件費の増加分も、人への投資として価格に転嫁することが重要であります。受注側を含めて、コストや適正な価格転嫁により、社会通念、いわゆるソーシャルノルムを変えて、社会的規範を確立していく必要があると考えます。

最後に、経団連では、企業の責任ある行動原則として、企業行動憲章を制定しており、全ての会員企業に対して、その遵守を求めております。来年、経団連の憲法とも言うべき企業行動憲章を改定し、パートナーシップ構築宣言の趣旨を憲章本体の内容に盛り込むことについても検討を開始いたしました。これにより、経団連の全ての会員企業がパートナーシップ構築宣言に賛同していることを示すことにつながります。

経団連といたしましては、政府と連携しながら、価格転嫁を通じた取引の適正化、そしてそれを通じた賃金引上げに向けた環境整備に向かって尽力してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、日本商工会議所の小林会頭、お願いいたします。

〇小林日本商工会議所会頭　日商の小林でございます。

私からは３点申し上げます。

まず、普及の件ですが、私が就任しました昨年11月時点では、１万5000社でありました。今は３万5000社ということで、この１年間で約2.5倍になっています。これは皆さんの御尽力のおかげだと思います。

さて、問題は中身であります。

１つ目は、労務費の価格転嫁でございますが、我々の調査で、価格協議できているというところが大体75％です。その一方で、転嫁が実際どれぐらいできたかということになりますと、４割以上価格転嫁ができたという企業が55％であります。また、労務費に焦点を絞ると約35％にとどまっており、難航している次第であります。

こうした中で、政府には、労務費の上昇もいわゆるコストとして転嫁対象とするという労務費の転嫁指針と交渉のテンプレートを公表してもらいましたので、経営支援の現場で積極的に活用し、価格転嫁を進めていきたいと考えております。

２つ目は、宣言の一段の普及について、今、十倉さんからもお話がありましたが、大企業、大分宣言していただいているのですが、さらに宣言を増やしていただく。それから、中身、これは経営トップが自らやっていただくということで、いわゆるサプライチェーンの共存・共栄が、自分の会社の成長にもつながるのだという意識をもう一度持っていただきたい。

大企業の転嫁の流れを、特に地域の中小企業に還流させていく必要があります。一方、これは経団連と一緒なのですが、商工会議所の役員、いわゆる日本商工会議所の会頭、副会頭企業は100％宣言しておるのです。それから、515の商工会議所がありますが、大どころの会頭企業、これもほぼ宣言していただいておりますが、特に地方の中小企業が会頭、副会頭をやっている、そういうところは、受注者であると同時に発注者でもあるのです。このところはなかなか微妙でございまして、つまり、本人自身が十分に価格転嫁を受けられていない企業が多いので、そういう厳しい中であえてまたお願いする。つまり、親会社からなかなか価格協議・価格転嫁の話が来ないケースがあるのだけれども、自分の子会社

には話を聞いてやってくれよと。なかなか大変なのですが、そういう御苦労も知った上で、今お願いをしているという状況であります。

地域を支える商工会議所として、各地の会頭あるいは副会頭などに対して、改めて好循環を進める構築宣言への速やかな協力をこれからも求めてまいりたいと思います。

３つ目に、宣言企業の優遇措置のさらなる拡充をまたお願いしたい。11月で、全ての都道府県において宣言に関する推進協定あるいは優遇措置が講じられております。これは大変ありがたいことで、ますます提携して進めていきたい。

また、広く全国的に宣言を普及していくためには、持続的な賃上げの原資となります付加価値の拡大につながる支援策、つまり賃上げ原資は生産性を向上させて付加価値を高めると、こういう運動をしておるわけですが、これに資する優遇措置、この辺を拡充していただきたい。また、民間、特に地域の中堅・中小企業の価格転嫁への挑戦を地方行政共々後押しを願いたいということでございます。

以上です。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、連合の芳野会長、お願いいたします。

〇芳野日本労働組合総連合会会長　連合の芳野でございます。

2024春季生活闘争は経済も賃金も物価も安定的に上昇するステージへ転換とする正念場であり、昨年、2023闘争を上回る水準で継続的な賃上げを実現することが重要だと考えております。そのためには、パートナーシップ構築宣言のさらなる拡大と併せて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を社会や企業、企業の中でも価格交渉の窓口である調達部門にまで浸透させ、遅れていた労務費の価格転嫁を進めることも非常に重要です。

指針については、国と地方が総がかりで周知、相談活動を展開する必要があり、中央での政労使の意見交換と同様に、都道府県レベルで政労使団体が集まって認識合わせする機会を持つことも重要です。

連合としても、大企業と中小企業が互いに価値を認め合い、共存・共栄し、そこで働く者が働きの価値に見合った労働条件を実現できるよう、引き続き協力していきたいと考えます。

以上でございます。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、全国知事会村井会長、お願いをいたします。

〇村井全国知事会会長　全国知事会会長の村井でございます。

本日は、パートナーシップ構築推進会議の場にお招きをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、発言の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、今まさに我が国を挙げてあらゆる施策を総動員し、物価上昇を越える持続的な賃

上げが行われる経済の実現を目指しているわけでありますが、全国津々浦々に賃上げの恩恵を行き渡らせるには、地方において雇用の多くを担っている中小企業が賃上げを実施できるようにすることが不可欠であります。このため、円滑な価格転嫁を含む大企業と中小企業の取引の適正化が極めて重要であります。

本日の会議の議題であるパートナーシップ構築宣言は、価格転嫁、取引適正化を実現する上で大変有意義な取組であると考えます。全国知事会としても、これまで提言などを通じて、宣言の推進強化を主張してきたほか、現在、47都道府県全てで宣言の推進に向けた独自の取組を実施しております。

いち早く令和４年９月に「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結した埼玉県を先駆けとして、現在では33道県で、都道府県を含めた地域の関係機関による協定、共同宣言などが結ばれており、地域全体でパートナーシップの構築をバックアップする体制が整っております。さらには、31の道県において、パートナーシップ構築宣言を行った企業に対する都道府県単独の補助金や融資、入札審査時の加点など、様々な優遇措置が導入されています。

このうち、宣言を行った企業の域内企業全体に占める割合が47都道府県中最高の2.93%になっております福井県の例を簡単に御紹介させていただきます。

福井県では、宣言企業が優遇される補助金を多数用意しており、そのうち11の補助金が宣言企業であることを補助要件としたものとなっております。加えて、宣言の推進にとどまらず、各企業への伴走支援や戦略的価格交渉セミナーの開催など、価格転嫁の実現に向けた支援が充実しており、それぞれの施策の相乗効果が宣言企業数の拡大に寄与しているものと思われます。

また、優遇措置によるインセンティブの付与とは異なりますが、長野県のユニークな例として、SDGsの達成に意欲的に取り組む企業等を登録・PRする「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録要件に、パートナーシップ構築宣言を追加することで、宣言企業の社会的価値をさらに高める取組も行われております。

こうした地方単位における取組の全国的な広がりが、政府をはじめ御参加の皆様方の多大なる御尽力と重なり合うことで、本日、政府からお示しいただいたような宣言企業数の拡大や価格転嫁の向上という成果に着実に結びついて来ているものと考えております。

一方で、満足のいく価格転嫁ができていない中で、コロナ禍を経て再び強まりを見せております東京一極集中により、人手不足に一層の拍車がかかるために、防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業が地方には非常に多く存在しております。また、サプライチェーンの頂点にいる大企業によるパートナーシップ構築宣言の拡大を求める声も、地方の現場には根強くございます。

こうした中、政府におかれましては、引き続き、価格転嫁、取引適正化対策の実施をお願いするとともに、経済界の皆様も含め、特に大企業によるパートナーシップ構築宣言数の拡大について、格別のお力添えを賜りますようお願いいたします。

地方におきましても、各地の優良な取組を共有、横展開を進めるとともに、地元経済団体などとの連携をさらに深めながら、パートナーシップ構築宣言の普及をはじめ、中小企業の経営環境の改善と賃上げの実現を全力で支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、政府の皆様からの御発言をお願いしたいと思います。

まず、斉藤国土交通大臣、お願いいたします。

○斉藤国土交通大臣　国土交通省の所管業界においても、取引適正化に関する取組が重要です。中でも、とりわけ2024年問題も踏まえ、建設、物流分野での取組を進めているところです。

まず、パートナーシップ構築宣言につきましては、本年４月及び８月に所管業界に対して改めて宣言提出について働きかけを行いました。その結果として、昨年10月の会議以降、建設業界では2,700を超える企業から追加で御提出いただき、累計でおよそ4,000社に宣言いただきました。また、トラック運送業界では250を超える企業から追加で御提出いただき、累計でおよそ550社に宣言いただきました。

また、宣言のインセンティブを高める方策として、宣言を行った中小トラック運送事業者に対し、テールゲートリフターの導入等を支援する事業における優遇措置を開始いたしました。引き続き、宣言提出企業の増加に向けて取組を進めてまいります。

加えて、各分野での取引適正化を図る取組として、まず建設分野では、個々の取引の実態調査を行い、請負代金や工期などの面で不適正な取引が認められた事業者に対して指導などを行うとともに、実態調査の実施体制の整備についてもしっかりと進めてまいります。

また、重層下請構造の下において、技能労働者に賃金を支払う下請業者まで賃金支払いの原資が行き渡るよう、法令改正を含め、構造的な対策に取り組んでまいります。

また、トラック運送分野では、標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会の提言を踏まえ、平均約８％の運賃水準の引上げ等を図る新たな運賃を年度内に告示し、適正運賃の収受を目指します。

あわせて、先月11月と今月12月のトラックＧメンによる集中監視月間において、悪質な荷主等に対する要請を集中的に実施するなど、荷主への監視を強化してまいります。

さらに、構造的な対策として、荷待ち・荷役時間の短縮や多重下請構造の是正に向けた法令改正を行い、これらを組み合わせて賃金原資の確保に取り組んでまいります。

引き続き、皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

続きまして、宮﨑厚生労働副大臣、お願いします。

○宮﨑厚生労働副大臣　ありがとうございます。

パートナーシップ構築宣言につきましては、厚生労働省が所管する業界、とりわけビル

メンテナンス、医薬品製造などの分野には協力を要請して、より多くの事業者が取り組んでいただけるように、引き続き尽力をしてまいります。

厚生労働省としましては、労働分野を担当しており、政府一体となって行う持続的な構造的賃上げを実現する環境の整備に全力を尽くしているところであります。パートナーシップ構築宣言によって労務費を含めた適切な価格転嫁が有効に行われることは、全国各地で、とりわけ中小企業が賃上げの原資を確保するために非常に重要なものであると考えております。

そこで先般、都道府県労働局に対して、地方版政労使会議の開催及び同会議において賃上げに向けた環境整備などを自治体、労使と関係者の間で調整するよう指示を発出したところであります。地方版政労使会議を通じて、パートナーシップ構築宣言の趣旨が全国津々浦々に広がるように、引き続き努力を重ねてまいります。

以上です。

〇新藤内閣府特命担当大臣　続きまして、舞立農林水産大臣政務官、お願いいたします。

〇舞立農林水産大臣政務官　農林水産省でございます。

パートナーシップ構築宣言につきましては、当省所管の食品関係団体等に対する働きかけを継続的に実施するなど、さらなる拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

また、これまでも食品産業界に対しまして、取引の適正化と付加価値の向上に向けた自主行動計画の策定を要請してまいりましたが、本年は食品製造業や食品卸売業などの６団体が新たに自主行動計画を策定していただきました。これによりまして、これらの団体とも協力して、各会員企業による宣言を促しているところでございます。

さらに、農林水産省では、持続的な食料供給を実現していく観点から、食料システム全体で適正な取引を推進する仕組みを構築するために、適正な価格形成に関する協議会を開催し、議論を重ねているところでございます。

農林水産省といたしましては、こうした取組をさらに推進するとともに、引き続き、関係省庁の皆様とも連携しながら、付加価値の向上と取引の適正化に向けた取組をより一層進めてまいります。

以上です。

〇新藤内閣府特命担当大臣　続きまして、森屋官房副長官、お願いをいたします。

〇森屋内閣官房副長官　ありがとうございます。

岸田内閣で進めてまいりました新しい資本主義で掲げさせていただきました様々な取組もありまして、賃上げ、設備投資、株価など、いずれも30年ぶりの高水準となっております。デフレ完全脱却の千載一遇のチャンスを迎えている中、雇用の７割を支えています中小企業の皆さんが物価高に負けない賃上げを実現することは極めて重要であると考えます。

そのためには、本日のテーマでございます大企業と中小企業との共存・共栄のパートナーシップ構築を通じて、中小企業における賃上げ環境を整備していくことが極めて重要不可欠でございます。特に労務費の適切な転嫁も含めて、価格転嫁対策を進めていく上では、

労務費の指針が発注側、受注側の双方に周知され、十分に活用されることが重要であると考えます。また、価格転嫁だけではなく、代金支払いの迅速化や型取引の適正化なども含めた中小企業の取引適正化を後押しするため、現在、政府から各業界団体に対して、取引適正化のための自主行動計画の改定、徹底を依頼しているところであります。

年明けの１月を目途に、私が中心となりまして、関係省庁の局長クラスの皆様に集まっていただきまして、ワーキンググループを開催し、自主行動計画の改定も含め、各業界団体、各省庁の取組をしっかりフォローしてまいります。

中小企業の取引実態を踏まえながら、政府一丸となって、幅広い業界で取引適正化が進んでまいりますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〇新藤内閣府特命担当大臣　最後に矢田総理大臣補佐官、お願いいたします。

〇矢田内閣総理大臣補佐官　皆さん、こんにちは。総理大臣補佐官、賃金・雇用担当の矢田稚子です。

物価上昇を上回る賃上げは、私が申し上げるまでもなく、喫緊の課題です。パートナーシップ構築宣言は、そのための重要なツールであり、労働界の関係者からも大きな期待が寄せられています。

私は現在、全国各地の中小企業等を視察に回らせていただいておりますが、先週は広島のある建設業者を訪問し、お話を伺いました。その中小企業は、自ら高い賃上げを実現しているだけではなくて、パートナーシップ構築宣言を行い、協力企業との関係において、発注者としても責任ある行動を取っていらっしゃいました。こういう会社を増やしたいなと本当に思いました。

先ほど村井知事会長から､全国各地の自治体の取組について御紹介をいただきましたが、いずれも創意工夫にあふれ、宣言の拡大を後押しする取組であると思って拝聴しておりました。

このように、地方においても、地元の自治体のサポートをいただきながら、パートナーシップ構築宣言を活用し、産官、そして労働組合の団体も含めて、一体となった価格転嫁や取引適正化の取組が拡大していくことを御期待申し上げたいと思います。

ここまで宣言拡大に取り組んでこられました新藤大臣、そして齋藤大臣の両大臣には改めて感謝を申し上げ、今後ともどうか、なお一層のお力添えをお願い申し上げます。

最後に、各業の所管省庁におかれましても、各業界における自主行動計画の点検・見直しや、さらなる宣言の拡大に向けて、業界に属する大手企業を中心に、精力的な働きかけをお願いいたします。

そして、今後も引き続き、定期的な状況確認も含めて、より実効性が上がる取組を心からお願い申し上げます。

以上です。

〇新藤内閣府特命担当大臣　ありがとうございました。

この際、ほかに御発言されたい方はいらっしゃいますか。

よろしければ、私のほうから締めくくりの発言をさせていただきたいと思います。

本日は、パートナーシップ構築宣言に関して、フォローアップと今後の取組についての意見交換を行いました。経済が熱量あふれる新たなステージへ移行しつつある中、何よりも重要なことは、サプライチェーン全体において価格転嫁を通じた適正な価格設定を定着させ、物価上昇に追いつく持続的・構造的な賃上げを実現していくことだと思います。

本日の会議におきましては、この宣言の拡大に向けた様々な取組を御紹介いただいております。今後は、何よりも労務費の転嫁、まずこれを進めるとともに、併せて型取引や手形取引の改善、そして下請企業の働き方改革への協力など、このパートナーシップ構築宣言の実効性を高める取組を強化していくこと、これも重要ではないかと考えております。

皆様におかれましては、それぞれのお立場でそうした課題も踏まえ、宣言企業の拡大とその実効性強化に向けた取組を進めていただきたいと思います。そして、パートナーシップ構築宣言の取組をデフレからの脱却、民需主導の持続的成長の実現につなげていただくようにお願い申し上げます。

その中で、私どもと公正取引委員会が連携してつくりました労務費の転嫁と価格交渉に関するガイドライン、それから価格交渉の申込様式、こういったものを御活用いただくことも御検討いただきたいと思います。

我が国経済は今、デフレから脱却をして、新たなステージに移行する大きなチャンスを迎えています。この機会を逃すことのないよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の締めくくりとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

これにて閉会でございます。